

雇用・イミグレーション

新 BOI 通知 No.Por. 8/2568

ータイにおける外国人雇用への影響

はじめに

2025年6月、タイ投資委員会（BOI）は通知 Por. 8/2568号（以下「本通知」といいます。）を公布し、外国人労働者のポジション承認、配置、および延長に関する新たな審査基準を導入しました。本通知は、特に製造業分野の BOI 促進企業にとって、規制面での重要な転換点となります。

本稿では、本通知の主要な規定、その背景、および外国人従業員を雇用する企業への潜在的な影響について検討します。

製造業における外国人雇用比率

最も注目すべき変更点の一つは、BOI 促進製造業企業に適用される**外国人雇用比率**の導入です。この比率は、国籍を問わず従業員総数が 100 名を超える場合にのみ適用されます。

- 従業員数が 100 名未満の企業は、この比率の適用対象外となる。
- 従業員 100 名以上の企業は、**労働力の少なくとも 70% をタイ国民とすることが義務付けられ、外国人従業員は最大 30% に制限される。**

BOI はこの措置を、国内雇用促進とタイ人労働者の専門技能を開発する機会の創出を目的とした政策手段として正当化しています。特筆すべきは、本通知第 4.2.4 条に例外規定が設けられており、戦略的重要性を有する製造業や比率遵守が現実的に困難な場合、BOI 委員会が裁量権を行使できる点です。ただし、例外の適用範囲は未定義であり、個別事例ごとに判断されることとなります。

外国人駐在員職の最低賃金基準

本通知は駐在員ポジションに対する最低賃金基準も改定しました。従来の通知にも賃金基準は存在しましたが、本通知ではほぼすべての駐在員の職位に適用範囲を拡大しています。規定された月額最低賃金は以下の通りです。

	平均月額給与（タイバーツ）	減額率 (申請者が関連業務分野の学士号を保持する場合に適用)
エグゼクティブレベル 例：会長 (Chairman)、社長 (President)、最高経営責任者 (CEO)、最高財務責任者 (CFO)、最高執行責任者 (COO)、最高技術責任者 (CTO)、副会長(Vice Chairman)、副社長(Vice President)、エグゼクティブディレクター、マネジングディレクター、ジェネラルマネージャー	150,000	-
管理職レベル 例：プロダクションマネージャー、マーケティングアドバイザー、工場長 (ファクトリーマネージャー)、アシスタントマネジングディレクター、アシスタントバイスプレジデント	75,000	50,000
オペレーションレベル 例：プロダクションスーパーバイザー、プロジェクトコーディネーター、データアナリスト、マーケティングコンサルタント、セールスエグゼクティブ	50,000	-
技術職・研究者	75,000	50,000
エンジニア	75,000	50,000
IT スペシャリスト	75,000	50,000
ワークステーションオペレーター	35,000	-

新規採用の場合、駐在員の報酬を規定した雇用契約書を提出し、確認を受ける必要があります。既存ポジションの延長については、企業は年間源泉徴収個人所得税申告書 (P.N.D. 1 Kor) または月次源泉徴収所得税申告書 (P.N.D. 1) のいずれかを通じて、実際の所得を証明する書類を提出しなければなりません。

現地における報酬要件

従来、BOI スキーム対象の駐在員は、海外法人からの報酬受領が認められるケースがありました。しかし新制度下では、BOI 支援駐在員の給与はすべてタイ法人を通じて支払わなければなりません。この要件は製造業に限定されず、全産業に適用されます。

実施スケジュール

本通知では段階的な実施スケジュールを以下のように定めています。

1. 2025年6月5日以降にBOI証明書を発行された企業については、新規定は2025年10月1日から施行される。
2. BOI証明書の発行日にかかわらず、すべてのBOI促進企業について、2026年1月1日に新規定が施行される。

おわりに

BOIによる優遇を受けている企業は、新たな基準に適合するよう、内部の雇用構造および報酬慣行を徹底的に見直すことを推奨いたします。

上記についてご質問やご不明な点がございましたら、当事務所までお問い合わせください。

なお、英語版は[こちら](#)からアクセスいただくことが可能です。

連絡先

イミグレーション

Akkaraporn Muangsobha

PARTNER

T +66 2656 1991

akkaraporn.m@rajahtann.com

ご質問がある場合は、当事務所（TEL:+66 2 656 1991, Email: bangkok@rajahtann.com）までお気軽にお問い合わせください。

各オフィスの連絡先

カンボジア

Rajah & Tann Sok & Heng Law Office

T +855 23 963 112 | +855 23 963 113

kh.rajahtannasia.com

中国

Rajah & Tann Singapore LLP

Representative Offices

Shanghai Representative Office

T +86 21 6120 8818

F +86 21 6120 8820

Shenzhen Representative Office

T +86 755 8898 0230

cn.rajahtannasia.com

インドネシア

Assegaf Hamzah & Partners

Jakarta Office

T +62 21 2555 7800

F +62 21 2555 7899

Surabaya Office

T +62 31 5116 4550

F +62 31 5116 4560

www.ahp.co.id

ラオス

Rajah & Tann (Laos) Co., Ltd.

T +856 21 454 239

F +856 21 285 261

la.rajahtannasia.com

マレーシア

Christopher & Lee Ong

T +603 2273 1919

F +603 2273 8310

www.christopherleeong.com

ミャンマー

Rajah & Tann Myanmar Company Limited

T +951 9253750

mm.rajahtannasia.com

フィリピン

Gatmaytan Yap Patacsil Gutierrez & Protacio
(C&G Law)

T +632 8248 5250

www.cagatlaw.com

シンガポール

Rajah & Tann Singapore LLP

T +65 6535 3600

sg.rajahtannasia.com

タイ

Rajah & Tann (Thailand) Limited

T +66 2656 1991

F +66 2656 0833

th.rajahtannasia.com

ベトナム

Rajah & Tann LCT Lawyers

Ho Chi Minh City Office

T +84 28 3821 2382

F +84 28 3520 8206

Hanoi Office

T +84 24 3267 6127 | +84 24 3267 6128

vn.rajahtannasia.com

Rajah & Tann Asia は、アジアに拠点を置く法律事務所のネットワークです。

各オフィスは、関連する現地の法律に従って独立して構成されています。各オフィスが提供するサービスは、当該オフィスとクライアントとの間の契約条件によって規定されます。

本稿は、あくまで一般的な情報提供を目的としており、いかなる法的助言も提供するものではなく、また法的拘束力も生じません。Rajah & Tann Asia および各オフィスは、本稿へのアクセスまたはこれに依拠することにより生じる可能性のあるいかなる損失または損害についても、一切の責任を負いかねます。

各オフィスの所在地



Rajah & Tann (Thailand) Limited は、タイにおけるフルサービスの法律事務所であり、国内外での専門知識とリソースを活用し、幅広い法律サービスにおいてクライアント様をご支援いたします。具体的には、タイ国内裁判所における代理業務、国際・国内仲裁、金融関連訴訟・非訟案件対応、外国直接投資、国内外の投資家向け一般企業・商業法務（会社設立、支店・駐在員事務所の設立、各種免許・許可・認可の申請手続き等）を取り扱っております。

Rajah & Tann (Thailand) Limited は、カンボジア、中国、インドネシア、ラオス人民民主共和国、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムに拠点を置く現地法律事務所ネットワーク「Rajah & Tann Asia」の一員です。当アジアネットワークには、日本および南アジアに特化した地域デスクも含まれております。

本稿の内容は、Rajah & Tann (Thailand) Limited が権利を有するものであり、タイの法律および国際条約を通じて他国の著作権保護の対象となります。本稿のいかなる部分も、Rajah & Tann (Thailand) Limited の事前の書面による許可なく、複製、ライセンス供与、販売、出版、送信、改変、翻案、公衆への展示、放送（電子的手段によるいかなる媒体への保存も含み、一時的か否かを問わず、本許可で認められる目的以外での利用）を行うことはできません。

なお、本稿に記載されている情報は、作成時点における当事務所の知る限り正確な情報に基づいておりますが、あくまで当該トピックに関する一般的な指針を提供することを目的としており、特定の行動方針に関する専門的な助言としては作成されておられません。本稿の内容はクライアント様の特定の事業および運営上の要件に適合しない可能性があります。クライアント様のご状況については、それに応じた法的アドバイスをご確認していただくことが必要になります。具体的なご相談に関しましては、Rajah & Tann (Thailand) Limited の弁護士までお問い合わせいただくようお願いいたします。